

普通財産の貸付について

上記の議案を提出する。

平成 30 年(2018 年)3 月 9 日

提出者 町田市長 石 阪 丈 一

普通財産の貸付について

下記の普通財産について、次のとおり無償又は減免にて貸し付けたいので、
地方自治法第96条第1項第6号の規定により、議会の議決を求める。

記

1 貸付財産

土地所在地 町田市中町一丁目422番1

地積 1,929.51 m²のうち1,191.51 m²

所在地 町田市中町一丁目423番1

地積 56.93 m²

所在地 町田市中町一丁目423番2

地積 118.87 m²

家屋所在地 町田市中町一丁目422番1

構造 重量鉄骨造 地上3階建

建築面積 680.04 m²

延床面積 1,938.57 m²

2 貸付価格

土地 無償

家屋 832,000円（年額）

3 貸付の相手方 町田市中町一丁目4番2号

株式会社町田新産業創造センター

代表取締役 山田 則人

4 貸付の期間 5年間（2018年度～2022年度）

5 提案理由

貸し付ける土地及び家屋は、創業支援施設「町田新産業創造センター」（以下、「センター」とする。）の事業拠点として利用されます。センターは、町田市が90%出資して設立した株式会社町田新産業創造センターが運営し、その事業内容は創業支援を中心として、市内産業振興に資する公益的な性質が強いものです。そのため、市から事業実施に必要な土地を無償にて、また、家屋の創業支援事業に係る部分については減免し貸し付けるものです。